

令和7年度

第1回

大瀬小学校 学校運営協議会

令和7年4月24日（木）9:30～



大瀬小ホームページQRコード



入学式後 1年の様子

【次回学校運営協議会予定】

6月27日（金）

第2回学校運営協議会

13:15～15:15（予定）

浜松市立大瀬小学校

〒431-3113 [静岡県浜松市中央区大瀬町 2218](#)

TEL：053-434-4620

E-Mail：oose-e@city.hamamatsu-szo.ed.jp

FAX：053-434-4555

令和7年度 第1回 大瀬小学校学校運営協議会

日 時 令和7年4月24日(木)

9:30~11:30

会 場 大瀬小学校 会議室

〈 次 第 〉

開会（司会：教頭）

1 校長挨拶

2 新規委員任命書交付

3 参加者自己紹介

委員	氏 名（ふりがな）	備 考
1	稲鶴 治夫（いなづる はるお）	元地区自治会連合会副会長
2	小杉 和央（こすぎ かずお）	R1 PTA会長・夢はぐやらまいか代表
3	川島 博美（かわしま ひろみ）	地区主任児童委員
4	千葉ひと美（ちば ひとみ）	R2 PTA副会長・CSコーディネーター
5	松本 勝男（まつもと かつお）	地区自治会長
6	齋藤 幹子（さいとう みきこ）	地区民生児童協議会副会長
7	相川 優子（あいかわ ゆうこ）	大瀬小応援部代表

校 長	井上 純子（いのうえ じゅんこ）	
教 頭	平田 典久（ひらた のりひさ）	
教務主任	古木 大輔（ふるき だいすけ）	
教諭	秋月 佑介（あきづき ゆうすけ）	※コミュニティ・スクール担当
事務局	田畑 里紗（たばた りさ）	CSディレクター

4 学校運営協議会規則の確認 ※別紙1

5 会長の選出（委員の中から互選）

6 副会長の指名（会長が指名）

7 議長の選出（出席した委員の中から互選）

8 前回会議録確認

9 熟議（司会：議長）

- (1) 学校運営の基本方針について（校長）
いじめ防止対策基本方針（校長）※別紙2
教育課程ならびに主な教育活動について（教頭）※別紙3
- (2) 学校運営協議会のR7自己目標決定
- (3) グランドゴルフのR7の活動見通し（校長）
- (4) 夢育やらまいか事業（CS加算分）に対する意見書について（教頭）

10 連絡

令和6年度 学校運営協議会自己評価表

浜松市立（大瀬小）学校運営協議会長

《今年度の目標》 「学校と地域のパイプ役を担う」
学校支援のシステムを確立し円滑にしていこう！

＜評価項目1＞ 学校運営の基本方針について熟議することができた。

- ・ 1年前、R5年度の最終会議にて、校長先生からR6年度の学校運営の基本方針について、説明を受けた。内容を理解する事はMUSTであり、熟議をしなければならない項目とそれにかかる時間枠も憂慮しながら聞く立場に留まり、十分な熟議には及ばなかったと思う。事前に資料をもらっていても口頭による説明が加わらないと理解できないほど内容が濃いものであり、委員が承認するという責任を鑑みると大変重いものであった。

しかし、今回R7年度の学校運営の基本方針においては、校長先生から、保護者・児童・教員のアンケート調査の結果を考慮し、重点個所を見据えたうえで、十数回の会議・協議を経たこと、来年度の教育課程を編成、経営構想を練ったことなどの経緯、それにつながる学校経営目標や重点目標を系統づけたうえでの説明があった。重い内容であったが、とても分かりやすく十分に理解できる内容であった。特に来年度の経営目標に新たに加わるキーワード「しなやかさ」は、私たち委員にもイメージしやすく、社会の激しい変化に柔軟に対応していくことで、教員も保護者も児童もウェルビーイングの現実につながるということがよく分かった。明確な説明により、有益な熟議となった。

＜評価項目2＞ 承認した学校運営の基本方針に沿った、教育活動の充実につながる学校支援活動などについて熟議を進めることができたか。

- ・ 令和6年度協議会の進め方について、第1回開催前から予め計画してあったので、話し合いの時間・内容を無駄なく確保することができたと思う。“大瀬らしさ”が少しずつではあるが、具体的になりつつある。地域に埋もれている人材や情報を収集し、持続可能な活動を提案していきたい。
- ・ 学校支援活動など、支援コーディネーターや委員など、学校との連絡も含め、熟議を進めることができた。今年は、色々な案が出され、それに向けての調整など、新しい取り組みもあり、実践できるところまで進むことができたと思う。来年度は、具体的には農業体験、無形文化財である遠州大念仏、万斛庄屋公園などの見学などが候補として上がり、実現に近づけたいと考える。
- ・ いじめ防止への取組については、定期的に行われているいじめアンケートをもとに、早期発見、早期対応が実施されよりよい生徒指導がなされていること、道徳の授業やシトラスリボン活動など、地道な、活動がいじめ防止の一助になっていることがわかった。来年度も「防止」を中心に展開し、いじめのない学校を推進してもらいたい。

＜評価項目３＞ 協議会での協議結果について、十分な情報発信を行ったか。

- ・ 自治会の協力により地域の方々に発信した「ボランティア募集のお知らせ」より、参加の問い合わせが増えたり、口コミで広がったりして、ボランティアの方々がたくさん集まったので効果はあった。さらに、学校より地域に発信する学校だより「トチの木」に運営協議会やボランティア募集した結果の様子を掲載するなど、地域の関心を引くことも有効と考える。
- ・ 地域においては、まだまだ学校運営協議会の活動について理解が十分出来ていないと思われる。定期的に発行される「学校だより」「ＣＳだより」またはホームページについて就学児童のいない家庭では関心度が低いように感じられるので、今後、更なる効果的な情報発信方法が課題である。

＜評価項目４＞今年度の取組を踏まえた来年度の目標（取組の重点）

- ・ 地域と学校への支援活動の方向性が見えてきたので、今後は、成果を上げることが求められると考える。そこで、来年度の目標を『行動と目標』とし、より多くの活動につなげる体制づくりを行い、改善点、反省点を共有しながら、次への活動へと積み上げたいと考える。

令和6年度 第4回 大瀬小学校運営協議会 会議録（要点記録）

- 1 開催日時 令和7年2月13日（木）9時30分から11時50分まで
- 2 開催場所 大瀬小学校 会議室
- 3 出席委員 渡部 清、小杉 和央、稲鶴 治夫、川島 博美、黒川 定武、
池谷 沙智子、千葉 ひと美（学校支援コーディネーター）
- 4 欠席委員 なし
- 5 学 校 井上 純子（校長）、谷野 正典（教頭）、米山 香奈（教務主任）
秋月 佑介（CS担当教員）、田畑 里紗（CSディレクター）
- 6 傍 聴 者 なし
- 7 会議録作成者 CSディレクター 田畑 里紗
- 8 議長の選出
司会から、議長の選出について委員に意見を求めたところ、各委員から会長を推挙する旨の発言があり、全員異議なくこれを承認した。
- 9 協議事項
 - （1）学校支援活動
 - ◎今年度新規の学校支援活動
 - ◎夢育やらまいか事業（CS加算分）報告
 - （2）学校関係者評価等
 - ◎自己評価：児童・保護者・教職員アンケート結果及び分析
 - ◎来年度の学校運営方針の概要説明
 - （3）学校運営協議会の自己評価
 - ◎学校運営協議会の取組について振り返り
- 10 会議記録
司会の教頭から、委員総数7人のうち7人の出席があり過半数に達しているため、会議が成立している旨の報告があった。協議に先立って、1月・2月の子供たちの活動について報告があった。
 - （1）学校支援活動
 - ◎今年度新規の学校支援活動
教頭より資料に基づき今年度新規の学校支援活動について報告があった。
 - ◎夢育やらまいか事業（CS加算分）報告
教頭より資料に基づき夢育やらまいか事業（CS加算分）について報告があった。
 - （2）学校関係者評価等
 - ◎自己評価：児童・保護者・教職員アンケート結果及び分析
教務主任より資料に基づき全国学力学習状況調査・学校評価アンケートの結果、及び来年度の取り組みについて説明があった。
【感想・意見】
 - ・運動に関する教員の評価が低いようで気になります。（渡部委員）
 - ・読書に関する評価が低いのが気になります。子供たちの励みになるような表彰の仕方や取り組みを更に検討していただけたらと思います。（稲鶴委員）

- ・ムーミンママの読み聞かせの活動や読んでいる本を保護者の方へ紹介できたら、家庭でも読書に取り組みやすくなるのではないかなと思います。（池谷委員）
- ・学力が全国平均を上回っているようですばらしいです。運動能力はどうなっているのか気になります。（稲鶴委員）
- ・読書に関する保護者の評価が前年度以前と比べ上がっているようで、頑張っていたいているのだなと感じました。（小杉委員）

◎来年度の学校運営方針の概要説明

校長より資料に基づき来年度の学校運営方針の概要について説明があり、協議の結果、全員意義なくこれを承認した。

【感想・意見】

- ・“しなやかさ”というキーワードが加わり、柔軟に対応していける子供たちが増えていくのかなと期待しています。（小杉委員）
- ・先生方が子供たちを一年間通してどのように導いていけるかだと思うので、大変だと思いますが、頑張っていたきたいなと思います。（小杉委員）
- ・大瀬小の子供たちに確実に一段階ずつ成長していったほしいので、大瀬小応援団として頑張ろうかなと思いました。（川島委員）
- ・教職員の“しなやかさ”の実現のためには先生方の時間のゆとりが大事だと思います。先生方が子供たちに向き合える時間を作れるように、協議会として継続して協力していくことが大事だと思います。（黒川委員）
- ・今後を考えるとＩＣＴ活用は大事だと思いますが、書くことも大事だということも忘れないでほしいなと思います。（池谷委員）
- ・グランドデザイン等、紙面で配られたただだと細かなところまで理解するのは難しいです。保護者に学校の思いや意図がしっかり伝わらないのはもったいないなと思いました。（千葉委員）
- ・人の役に立つ人間になりたいという子供が多いようで、今までの取り組みの成果が出ているのかなと思います。今後も継続していったほしいと思います。（稲鶴委員）

（３）学校運営協議会の自己評価

◎学校運営協議会の取組について振り返り

資料に基づき今年度の学校運営協議会の活動について振り返りを行った。

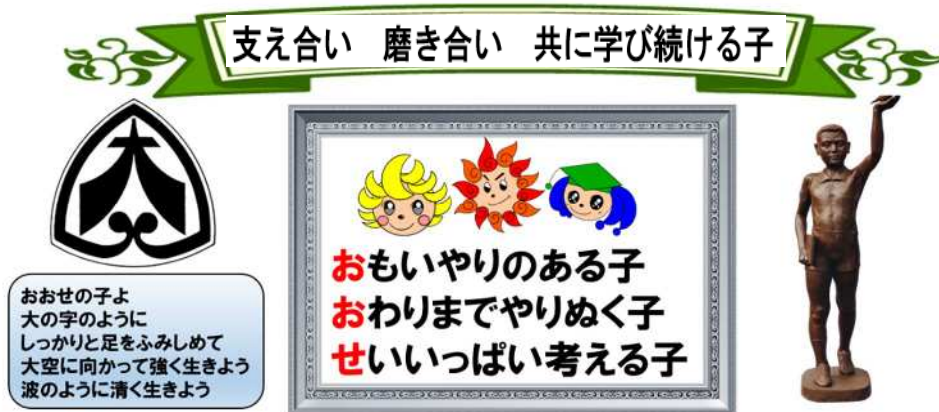
【感想・意見】

- ・初めて委員になられる方が情報を持った状態で一回目の協議会に臨めるようにしていただけたらと思います。（池谷委員）
- ・学校からの情報発信を増やしていただけたらと思います。便りを回覧で回してもあまり読まれていないのではと思います。全家庭に配布するのは難しいです。（渡部委員）
- ・紙媒体や電子媒体より、やはり人伝いが一番効果的だと実感しています。（黒川委員）
- ・校区全体に委員を募っていただき、参加していただきたいなと思います。（渡部委員）
- ・様々な問題が起きた時にそれを挙げる場として協議会は重要だと感じました。（教頭）

その他事項

- ・教頭より、来年度の学校運営協議会委員について説明があった。
- ・教頭より、来年度の学校運営協議会の開催日程について説明があった。

令和7年度 学校経営構想



1 経営の基本理念

正面玄関の「希望の像」は、6年間の小学校生活を通して、子供が夢や希望をもち、将来の自己実現に向けて力強く羽ばたいていく姿である。今年度からスタートする「第4次浜松市教育総合計画」の基本理念は、「描く夢や未来の実現」である。夢や未来を描くのは子供だけでなく、子供の成長を支えるすべての人々であり、その実現に向けてそれぞれの立場で連携・協力していくことが必要である。

本校の築山の石碑には、伝統となる合言葉が刻まれている。「お・お・せ」の頭文字をいかした「おもいやりのある子」「おわりまでやりぬく子」「せいはいっぱい考える子」には、先人の＜徳＞＜体＞＜知＞をバランスよく育むことへの強い信念がうかがえる。

本校は、積志地区内で最も規模が小さく、子供たちは、互いの顔が見える関係性を築くことができている。発達支援教育を根幹に、校舎のユニバーサルデザイン化も図られた。全校児童の1割ほどが外国につながりがある中で、多様な文化を受け入れ共に学び合う姿が見られる。様々な環境で生活する子供たちにとって、学校によるキャリア教育は重要な役目を果たす。また、新しい時代に生きる子供たちに必要な資質・能力の育成は喫緊の課題であり、個別最適な学びや協働的な学びの充実が求められている。令和5・6年度に研究指定校として研究を進めた「ICT活用による授業改善」を活かし、本年度は学習者主体の学びをさらに進化をさせ、主体的・対話的で深い学びを通じた成長につなげたい。そのために、教科担任制や研修の充実を通して教職員の資質向上に努めていく。

夢を描き未来を実現するために、家庭や地域との協働体制は欠かせない。コミュニティ・スクールを開始して4年目となり、学校運営協議会による学校教育活動への理解と協力が図られている。昨年度までの熟議を活かし、育てたい子供像の理念を地域と共有し、地域の「人・もの・こと」の積極的な活用をし、地域を愛する子供を育てていきたい。本年度より、昨年度までのPTA組織に替わり新たな大瀬小活動部が立ち上がった。子供のために主体的に支援しようとする保護者や地域の方々には、学校応援団として協力を願いたい。そのためには、学校教育活動へのさらなる理解が不可欠である。

そこで、開校56年目の大瀬小学校は、様々な教育活動を通して成長する子供の姿を発信していく。そして支え合いに感謝し、地域に貢献できる学校へと発展していきたい。

2 学校教育目標 「支え合い 磨き合い 共に学び続ける子」の育成

〔支 え 合 い〕 互いの良さを認め合い、思いやりと感謝の心をもつ

〔磨 き 合 い〕 目標に向かって切磋琢磨し、互いの成長を実感する

〔共 に 学 び 続 け る〕 協働的に学ぶことのよさを知り、学ぶ意義や未来とのつながりを考える

3 重点目標

学校は、徳・体・知のバランスがとれた「生きる力」の育成や、そのための「知識及び技能の習得」「思考力、判断力、表現力等の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」の三つの資質・能力の柱の育成をめざす。以下に本校の重点目標を示す。

(1) 徳 お もいやりのある子

重点目標1 【ひとりひとりの良さを認め 思いやりをもって生活する】＜こころ部＞

- ☐ 思いやりや支え合い、感謝の心を共に育むために、異年齢交流を実施する。
- ☐ 相手の気持ちや物事を大切にすることを育てるために、道徳教育を充実する。
- ☐ 多様性を尊重し、所属感や自己有用感につながるように、特別活動を工夫する。
- ☐ 子供の思いを知ったり変化に気付いたりできるように、調査と面談を行う。

(2) 体 お わりまでやりぬく子

重点目標2 【自己を見つめ 粘り強く取り組む】＜からだ部＞

- ☐ 運動の楽しさや達成感を味わえるように、自ら課題を設定し振り返る場を設ける。
- ☐ 心身の健康に関心をもてるように、生活習慣や関係づくりを見つめ直す場を設ける。
- ☐ 心身の健康の保持増進のために、学校給食を生かした食に関する指導を実施する。
- ☐ 命を守る最善な行動をとるために、交通安全や防災、防犯を学ぶ機会を設ける。

(3) 知 せ いいっぱい考える子

重点目標3 【主体的に考え 共に学び続ける】＜あたま部＞

- ☐ 学習者主体の学びを目指し、ICTを活用した授業改善に取り組む。
- ☐ 地域の人・もの・ことを生かした探究活動を設定し、自ら学び課題解決できる力を育てる。
- ☐ 豊かな心情を育み幅広い知識を得るために、図書館を活用した読書活動を推進する。

4 学校経営目標 『チーム大瀬 ～ お・お・せ と しなやかさ ～』

第4次浜松市教育総合計画の「目指す教職員の姿」として、「こどもの自分らしさを受け止める教職員」「愛情と情熱、規範意識を持ち続ける教職員」「専門性と努力を磨き続ける教職員」と設定している。自己調整しながら主体的に学び続けることは、子供にも教職員にも求められる姿である。教職員がそれぞれの強みを生かし主体的に教育活動を進めるとともに、互いに支え合いながら協働的に対応していくことで、チーム大瀬で子供たちを育てていく。

そこでキーワードとなるのが「しなやかさ(柔軟性)」である。社会の激しい変化に柔軟に対応して未来を切り拓いていく子供たちを育てるためには、教職員がしなやか(柔軟)でなければならない。新しい学力観に合わせて、時代に合わせて、実態に合わせて、子供や保護者、地域のニーズに合わせて、しなやかにかえていく力をもつことは、教職員にとってもウェルビーイングの実現につながる。不易と流行を十分に見極め、新しい感覚、バランス感覚をもって組織として教育活動を進めていく。

5 経営の重点と実践内容

◎安心感のある学級・学年・学校

- ☐ 一人一人に寄り添う生徒指導にこだわり、確かな子供理解のもと、多様性を認め合える
温かい学級・学年・学校風土を創る。
- ☐ 毎日の挨拶や温かい会話、遊び等を通して、子供理解と信頼関係づくりに努める。
- ☐ 子供の思いを知ったり変化に気付いたりできるように、計画的に調査や面談を行う。
- ☐ 危機管理を徹底し、人権侵害、アレルギー事故等をゼロにする。

◎心身ともに健康で明るく元気な教職員がいる活力ある学校

- ☐ しなやかさ(柔軟性)をもって、指導・対応を進める。
- ☐ 相談しやすく協働的に対応する職員集団「チーム大瀬」で教育活動を進める。
- ☐ 強みを生かし、主体的に教育活動を推進する。
- ☐ ゆとりある日課や行事等の精選を図り、タイムマネジメントに努める。
- ☐ 教科担任制による教材研究の充実と、分掌に応じた研修参加により資質向上を図る。

◎家庭・地域と協働・連携し、ともに歩む学校

- ☐ 学校運営協議会で、地域・家庭とビジョンを共有し、互いに手を携え学校運営の改善や
教育活動の充実を図る。
- ☐ 地域の「人・もの・こと」を積極的に活用し、地域を愛する子供を育てる。
- ☐ OCR(大瀬シトラスリボン)活動を通して、思いやりの心を地域に広める。



令和7年度 浜松市立大瀬小学校 グランドデザイン

浜松市の教育理念 「主体性」「多様性・包摂性」「信頼・協働」
浜松市が目指す子供の姿

- 自分らしさを大切にすることも
- 他者と協働し、主体的に行動できることも
- 自己調整しながら、粘り強く取り組むことも

中郡中学校区で目指す子供の姿

自他を大切にし、主体的に行動できることも



学校教育目標



「支え合い 磨き合い 共に学び続ける子」の育成

- 〔支え合い〕 互いのよさを認め合い、思いやりと感謝の心をもつ
- 〔磨き合い〕 目標に向かって切磋琢磨し、互いの成長を実感する
- 〔共に学び続ける〕 協働的に学ぶことのよさを知り、学ぶ意義や未来とのつながりを考える

徳

体

知

① おもいやりのある子

ひとりひとりの良さを認め 思いやりをもって生活する

- 思いやりや支え合い、感謝の心を共に育むために、異年齢交流を実施する。
- 相手の気持ちや物事を大切にすることを育てるために、道徳教育を充実する。
- 多様性を尊重し、所属感や自己有用感につながるように、特別活動を工夫する。
- 子供の思いを知ったり変化に気付いたりできるように、調査と面談を行う。

② おわりまでやりぬく子

自己を見つめ 粘り強く取り組む

- 運動の楽しさや達成感を味わえるように、自ら課題を設定し振り返る場を設ける。
- 心身の健康に関心をもてるように、生活習慣や関係づくりを見つめ直す場を設ける。
- 心身の健康の保持増進のために、学校給食を生かした食に関する指導を実施する。
- 命を守る最善な行動をとるために、交通安全や防災、防犯を学ぶ機会を設ける。

③ ④ いっぱい考える子

主体的に考え 共に学び続ける

- 学習者主体の学びを目指し、ICTを活用した授業改善に取り組む。
- 地域の人・もの・ことを生かした探究活動を設定し、自ら学び課題解決できる力を育てる。
- 豊かな心情を育み幅広い知識を得るために、図書館を活用した読書活動を推進する。

キャリア教育

♥かかわる力

♣見つめる力

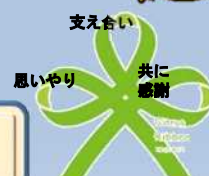
♠やりぬく力

◆未来につなぐ力

安心感のある学級・学年・学校

学校経営目標

『 チーム大瀬 ～ お・お・せ と しなやかさ ～ 』



心身ともに健康で明るく元気な教職員がいる活力ある学校

家庭・地域がと協働・連携し、ともに歩む学校

コミュニティ・スクール

学校運営協議会で地域・家庭とビジョンを共有し、互いに手を携え、学校運営の改善や教育活動の充実を図る。

大瀬小、応援団

【 熟 議 メ モ 】

今年度の学校運営協議会の目標について

--

【令和7年度 学校運営協議会予定】※ 今後変更することもあります。

	開 催 日	開 催 時 刻
第2回 運営協議会	6月 27日(金)	13:15～15:15
第3回 運営協議会	11月 21日(金)	9:30～11:30
第4回 運営協議会	2月 13日(金)	13:30～15:30

○浜松市学校運営協議会規則

令和元年 8 月 29 日

浜松市教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）について必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 対象学校 協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。
- (2) 校長 対象学校の校長（園長を含む。）をいう。
- (3) 児童生徒 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児をいう。
- (4) 保護者 児童生徒の保護者をいう。
- (5) 地域住民 対象学校の所在する地域の住民をいう。
- (6) 地域住民等 地域住民、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者をいう。

(目的)

第 3 条 協議会は、児童生徒及び地域の現状並びに学校の課題を捉え、特色ある学校づくりを推進するとともに、地域とともにある学校の実現に資することを理念として、浜松市教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民等の対象学校の運営への参画を促進し、もって当該運営の改善及び児童生徒の教育活動の充実を図ることを目的とする。

(設置)

第 4 条 教育委員会は、前条の目的が達成できると認められる場合には、当該目的が達成できると認められる学校ごとに、協議会を置くものとする。ただし、教育委員会が 2 以上の学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると認める場合には、2 以上の学校について一の協議会を置くことができる。

- 2 教育委員会は、前項の規定により協議会を置く場合には、校長、保護者及び地域住民等の意見を反映するよう努めるものとする。

(協議会の役割)

第 5 条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 対象学校の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

- 2 協議会は、協議の結果について、保護者及び地域住民等の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、保護者及び地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めなければならない。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第6条 校長は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

- 2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従い、対象学校の運営を行わなければならない。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第7条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。
- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、校長の意見を聴取しなければならない。

(対象学校の運営等に関する評価)

第8条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況について、浜松市立幼稚園管理規則（平成2年浜松市教育委員会規則第6号）第21条第3項、浜松市立小中学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第1号）第33条第3項又は浜松市立高等学校管理規則（昭和32年浜松市教育委員会規則第3号）第40条第3項に規定する評価を行わなければならない。

- 2 協議会は、毎年度1回以上、当該協議会の取組について自ら評価を行わなければならない。
- 3 前2項の評価について必要な事項は、別に定める。

(委員)

第9条 協議会は、委員10人以内で組織する。ただし、第4条第1項の規定により2以上の学校について一の協議会を置く場合は、委員15人以内で組織することができる。

- 2 校長は、次に掲げる者のうちから委員となることが適当と認められる者を選出し、教育委員会に推薦する。

- (1) 地域住民
- (2) 保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、校長が適当と認める者

- 3 委員は、前項の規定により推薦された者のうちから、教育委員会が任命する。

- 4 委員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項に規定する特別職の地方公務員とする。

(委員の任期)

第10条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(委員の解任)

第11条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を行うことができないと認めるとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 校長は、委員が前項各号のいずれかに該当すると認めるときは、直ちに教育委員会に報告しなければならない。

3 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等によりその理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第12条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員としてふさわしくない行為をすること。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第13条 協議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長は、委員の互選により定める。

3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。

4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第14条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議長は、出席した委員の互選により、その都度定める。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見や助

言を聴くことができる。

(会議の公開)

第15条 協議会の会議は、公開とする。

2 議長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認めるときは、議決により秘密会とすることができる。

3 議長は、必要があると認めるときは、傍聴人の退場を命じることができる。

(研修)

第16条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任、委員の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第17条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて助言又は指導を行うものとする。

2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。

3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供を行うものとする。

(細目)

第18条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針

学校は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）第 13 条に基づき、浜松市いじめの防止等のための基本的な方針を参酌し、学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を以下のように定めるものとする。

第 1 いじめの防止等のための基本的な考え方

いじめは、人権にかかわる問題であり、命の尊厳にかかわる問題です。どのような理由があろうと決して許される行為ではありません。また、子供の世界は社会を映す鏡とも言われます。いじめの問題は、安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体の問題です。

1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。「参考条文 法第 2 条第 1 項及び第 3 項」

いじめの表れとして、以下のようなものが考えられます。

- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、「いじめを受けた子供の立場」に立つことが必要です。また、いじめに該当するかどうかを判断する際に、「心身の苦痛を感じているもの」だけでなく、本人が気付いていなくても、その子が「いじめられている状況にないか」という視点で、トラブルも含めて周辺の状況等を客観的に確認することも必要です。けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合もあります。なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第 22 条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「校内いじめ対策委員会」という。）を活用して行い、事案について「校内いじめ対策委員会」で情報共有をしていきます。

また、いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早急に警察に相談することが必要なものや、子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた子供の意向に配慮した上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ります。

2 いじめの理解

- いじめは、どの子供にも、どこでも起こりうるものです。
- 嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子供が入れ替わりながら被害も加害も経験します。
- 「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。
- いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団に秩序がなかったり、所属集団が閉鎖的だったりする問題があります。
- 「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気生まれるようにすることが必要です。

3 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめについては、全ての子供を対象とした対応が求められます。

いじめが起きているとき、いじめを受けている子供の心や体が傷ついています。周囲にいる人々の心が傷つくこともあります。いじめという行為は許されませんが、不安や悩みからいじめを行ってしまう子供や、いじめを行ったことで後悔や罪悪感を抱き、傷つく子供もいます。また、いじめを行った子供といじめを受けた子供が入れ替わってしまうこともあります。いじめが深刻になればなるほど、その解消は難しくなります。集団が荒れている雰囲気をもっているときには、いじめに気付かない場合も生まれます。

いじめの未然防止には、いじめが起こらない人間関係を構築していくことが求められます。子供を取り巻く大人が一丸となって、心の通い合う温かで優しい人間関係を築き、いじめをしない、いじめを許さない、いじめに立ち向かう子供を育てていきます。

また、いじめはできるだけ早期に発見し、適切に対応することが重要です。学校は地域や家庭と一体となって、子供の健やかな成長を見守り、いじめを認知した場合は、協力して一刻も早い解消に向けて取り組んでいきます。

(1)いじめの未然防止

全ての子供を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、また、いじめに立ち向かう勇気を持ち、規範意識のある大人へと育むために、学校は教育活動全体を通じ、以下のことに取り組みます。

- 全ての子供に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、子供の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係の素地を養う。
- いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- 全ての子供が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを行う。
- いじめの問題への取組の重要性について家庭や地域にも認識を広め、家庭、地域と一体となって取組を推進するための普及啓発に努める。

(2)いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提です。いじめの早期発見のためには、本人の訴え、教職員の気付き・発見、周囲の子供たちや家庭、地域からの情報の受け止めが重要です。

子供たちがＳＯＳを発信できるようにすること、いじめのサイン(子供たちからのＳＯ

S)は、いじめを受けている子供からも、いじめを行っている子供からも出ていることを教職員が認識し、サインに気付けるようにすること、そのどちらも必要です。いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○子供を取り巻く大人が、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知する。

○学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、相談窓口の周知等により、子供がいじめを訴えやすい体制を整え、訴えは真摯に受け止める。

○学校は、地域、家庭と連携して、子供を見守る。

(3)いじめへの対処

教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深め、具体的な対応方針やいじめを受けた子供への支援・いじめを行った子供や周囲の子供への指導計画を立てたり、体制を整備したりします。そして、いじめを確認した場合、学校は次のように対応します。

①直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、詳細を確認した上で、いじめを行ったとされる子供から事情を確認し、適切に指導する等組織的な対応を行う。

②家庭や教育委員会へ連絡・相談するとともに、事案に応じ関係機関と連携する。

③「子供の健やかな成長」を願って支援・指導する。

④「校内いじめ対策委員会」を中心に、事案への対応について未然防止、早期発見、早期対応の視点から点検し、成果と課題を明らかにする。

⑤明らかになった課題について、未然防止、早期発見、早期対応の視点から改善策を立てる。

(4)地域や家庭との連携

社会総がかりで子供を見守り、健やかな成長を促すため、例えば、以下のような取組を通して、学校と地域、家庭が連携した対策を推進します。

○PTAや地域の関係団体等と学校がいじめの問題について協議する機会や保護者がいじめについて学ぶ機会を設ける。

○学校運営協議会制度(コミュニティ・スクール)を活用する。

○多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(5)関係機関との連携

いじめの問題への対応において、学校は、教育委員会やその他の関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等の人権擁護機関など）と平素から情報共有体制を構築し、適切に連携します。また、学校以外の相談窓口として、教育総合支援センター、少年サポートセンターや法務局等について、子供や保護者に周知します。

第2 いじめの防止等のための対策

いじめの防止等のため、「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」に基づき、「校内いじめ対策委員会」を設置し、これを中核として、「校内いじめ対策委員会」の委員長である校長の強力なリーダーシップの下、一致協力体制を確立し、教育委員会とも適切に連携の上、対策を推進します。

また、全教職員が「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」及び「生徒指導提要（令和4年12月文部科学省。）」を理解し、「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」を効果的に運用していきます。

1 いじめの防止等のための組織

(1)「校内いじめ対策委員会」の組織と役割

- 委員長は校長とし、校長のリーダーシップの下、協力体制を確立する。
- 参画する教職員等
 - ・校長、教頭、教務主任、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、学級担任、
 - ・必要に応じて、専門的な知識を有するスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、外部専門家（警察官経験者）等を参画させる。
 - ・個々のいじめの防止、早期発見・対処にあたって発達支援コーディネーター、教科担任、部活動指導に関わる職員等、関係の深い教職員を追加する。
- 毎月1回、定期的を開催するとともに、いじめと疑われる事案が発生した際には、随時開催する。毎回会議録を残し、会議録は5年間保存する。
- 学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たり中核となる役割を担う。
- 重大事態（法第28条第1項に基づき、教育委員会が認めるもの。以下同じ。）の調査を学校が行う場合の調査組織の母体とする。

(2)いじめの防止等における教職員の役割

①いじめ対策コーディネーターの設置と役割

校長は、学校におけるいじめの防止等の対策を推進するリーダーとして「いじめ対策コーディネーター」を校務分掌に位置付けます。いじめ対策コーディネーターは、校長の指導・助言を受け、会議などの企画・運営を行うとともに、以下の役割を果たし、対応を行います。

- ア いじめに関する情報収集、学校全体の実態把握の役割
- イ 保護者・地域・関係機関との連携の窓口としての役割
- ウ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりに資する指導を推進する役割
- エ 校内研修の企画・運営する役割

②教職員の役割

- ア 校長 : 「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」に沿って、いじめの未然防止、早期発見・早期対応が組織的かつ実効的に機能するよう措置を講ずる。
- イ 教頭 : 校長を助け、指示を受けて、いじめ問題への対応をリードしたり、教職員の相談に乗ったりする。
- ウ 教務主任（主幹教諭） : いじめの防止等の対策について教育課程に位置付けたり、教職員の相談に乗ったりする。

- エ 生徒指導主任
：いじめ対策コーディネーターと連携して、いじめ事案の報告の窓口と集約を担ったり、いじめ問題への対応の中心となったりする。
- オ 学年主任：学級担任からの情報を収集し、学年全体の実態を把握する。
- カ 養護教諭：児童生徒の心身の健康状態を把握し、気になる表れを報告する。
- キ 学級担任・教科担任・部活動指導に関わる教職員
：児童生徒の表れを注視し、気になる表れを報告する。
- ク 発達支援コーディネーター
：発達支援の視点から、児童生徒の気になる表れを報告したり、他の教職員の相談に乗ったりする。
- ケ S C ：心理に関する教育相談を担う。
- コ S S W ：福祉に関する教育相談を担う。

2 いじめの防止等に関する取組

(1)大瀬小年間指導計画

◆教職員 □児童生徒 ○保護者・地域

1 学期		2 学期		3 学期	
月	活動内容	月	活動内容	月	活動内容
4	◆生徒指導委員会 ・基本方針・組織の確認 □○始業式・入学式 □学年・学級開き ・人間関係作り（G E） ・1年間のめあて（C P）	9	□2 学期授業開き ・人間関係作り（G E）	1	□3 学期授業開き ・人間関係作り（G E）
5	□児童会活動 ・学校スローガン決定 ◆生徒指導委員会・いじめ対策委員会① ・1 学期の取組について ・職員研修：基本方針 □はままつマナー □1 年生を迎える会 □道徳（親切・思いやり） □学活（学級目標の設定） □なかよし活動開始 □いきいきの日 ・ふわふわ言葉とちくちく言葉 ○参観会・懇談会、地域訪問、学校運営協議会 ・基本方針の説明	10	◆生徒指導委員会・発達支援委員会 ・取組について ・児童生徒の特性の理解と適切な支援（発達・外国人等） ・基本方針の見直し ・職員研修：事例検討 □はままつマナー □いじめアンケート② □児童面談 □児童会活動 ・OCR の活性化について ○参観会・懇談会 □○運動会（CP） □修学旅行・校外学習 □道徳（希望・勇気、努力と強い意志）	2	□縄跳び大会 ○参観会・懇談会 ◆いじめ対策委員会④ ・今年度の取組について ・基本方針の改定 ・次年度年間指導計画の修正 ・職員研修：事例検討 □いじめアンケート③ □児童面談 □児童会活動 ・学校スローガンの振り返り
6	□児童会活動 ・命について考える月間 □いじめアンケート① □児童面談 □野外活動 □道徳（生命尊重） ○参観会・懇談会 ・いじめ未然防止、早期解決のための家庭の役割 □学活（情報モラル）	11	◆生徒指導委員会・いじめ対策委員会③ ・アンケート結果 ・職員研修：事例検討 □児童会活動 ・学校スローガンの振り返り □はままつマナー □学活 ・2 学期の振り返り	3	□冬のホタル □はままつマナー □道徳（感謝） □6 年生を送る会 □地域の方に感謝を伝える活動 ◆次年度への申し送り事項の確認 ○こ保幼小連絡協議会 小中連絡協議会 □学活 ・年間の振り返り（C P）
7	◆生徒指導委員会・いじめ対策委員会② ・アンケート結果 ・職員研修：事例検討 □はままつマナー □学活 ・1 学期の振り返り ○三者面談	12			〔年間〕 ○授業のルールについて子供と話し合い、話し合ったルールについて徹底する。 ○朝の会や帰りの会で、「よいこと見つけ」「大瀬シトラスリボンプロジェクト」等の取組を行う。 ○行事等での異学年交流を積極的に行う。 ○毎月、主任者会にて各学級のいじめに関わる取組状況について情報共有する。

※G E：構成的グループエンカウンター ※C P：キャリア・パスポート

(2)いじめの未然防止

学校教育目標「支え合い 磨き合い 共に学び続ける子」の具現化を目指し、「おもいやりのある子」「おわりまでやりぬく子」「せいいっぱい考える子」を子供たちの合言葉として、すべての教育活動を通して、「いじめが起きにくい・いじめを許さない学校づくり」に取り組めます。

- 毎年6月を「いじめや命について考える月間」とし、いじめの問題や命の尊さ、人間としての尊厳について考える取組を発達段階に応じて実施する。

具体的な取組

運営委員会主催「思いやり週間」

運営委員会 大瀬シトラスリボンプロジェクト（いじめ・差別をなくす）

教師による読み聞かせ（命の大切さ）

朝会での校長講話

- 教職員の言動が、子供を傷つけたり、他の子供によるいじめを助長したりすることのないよう、また、いじめを受けた子供の心に寄り添った言動をとるよう、指導の在り方に細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめを行っている子供や、周りで見えていたり、はやし立てたりする子供を容認するものにほかならず、いじめを受けている子供を孤立させ、いじめを深刻化することを十分理解する。
- 教職員の資質向上のために、事例検討等の研修を計画的に行ったり、人間関係づくりプログラムを取り入れた集団づくりの研修、人権意識を高める研修を進めたりしていく。また、情報モラル教育についての理解を深め、実践していく。
- 家庭や地域に対して、子供の様子に目を配り、いじめに関する情報を得た場合には、直ちに学校に相談するように啓発するとともに、家庭や地域等が相談しやすい信頼関係を構築する。また、浜松市の相談窓口についても、周知徹底する。
- 「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」が実効性のある方針になるように、その策定に当たっては、保護者、地域住民、学校運営協議会等に意見や支援を求める。
- 子供と保護者が情報の流通性、発信者の匿名性などの特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、情報モラル講座などの啓発活動を行う。
- 子供たちと共に、いじめの未然防止のために、以下のことに取り組む。
 - ア 大瀬シトラスリボンプロジェクト（以下 OCR）について自主的に考え、議論すること等の人権、いじめの防止に資する活動
 - 4月 学級活動での学級目標の設定
 - 5月 代表委員会での大瀬小の年間テーマ（OCR）の話し合い
「思いやり、支え合い、共に感謝」をテーマにした運営委員会の取組
 - 6月 OCRに関する児童会活動
 - 11月 年間テーマの中間での振り返り・反省
 - 2月 年間テーマの振り返り・反省

イ 子供が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、主体的に参加・活躍できるような授業や集団づくり

年間 学級や学年における授業のルールについての児童の話合い

年間 学校行事や校外学習を通じた集団作りとルールの涵養

4月 学級活動において1年間のめあてを設定（キャリア・パスポート）

学期末 キャリア・パスポートによる振り返りと意思決定

ウ 子供の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する素地を養うための道徳教育の充実

年間 「はままつマナー」を活用した振り返り

1学期 「親切・思いやり」をテーマにした道徳の授業

「希望と勇気、努力と強い意志」をテーマにした道徳の授業

2学期 「善悪の判断、自立」をテーマにした道徳の授業の実施

3学期 「感謝」をテーマにした道徳の授業と児童集会、学校行事等の実施

エ 発達障害を含む、障害のある子供、海外から帰国した子供や外国籍の子供、国際結婚の保護者を持つ外国につながる子供、性同一性障害や性的指向・性自認に係る子供など、子供一人一人の特性や多様性に配慮した適切な指導や支援

年間 多様性の理解に向けたなかよし活動による清掃活動やなかよし遊びの実施

年間 「思いやりについて考える」児童会活動の実施

オ 集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係、学校・学級風土をつくるとともに、子供の社会性を育て、自己有用感を育み、自己肯定感を高める活動

年間 朝の会、帰りの会等における「よいこと見つけ」「OCRの発表」の取組

年間 「はままつマナー」を活用したマナーを守る心情の育成

4月 構成的グループエンカウンターを用いた仲間づくりの活動

6月 「いきいきの日」によるふわふわ言葉・ちくちく言葉の想起

(3)いじめの早期発見

いじめはどの子供にも、どこでも起こりうるものであるとの観点から、学校、地域、家庭が一体となって子供を見守る体制を整え、子供のささいな変化に気付く力を高め、早期発見に努めます。

○いじめは、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

○教職員は、何よりも「子供のちょっとした変化」に気付き、子供が何でも相談したくなるような関係づくりに取り組む。日頃から子供の見守りや信頼関係の構築等に努

め、子供が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。日記やノートの記述等を通して、日頃から子供とのコミュニケーションを図るとともに、定期的なアンケート調査等を行うことで、子供がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。

○アンケート調査は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期アンケート調査：学期に1回（6月、10月、2月）

※臨時アンケート調査は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・進め方について「いじめ対策コーディネーター」から説明する。

・学校で実施する。

・アンケート回答後速やかに、教職員が記載内容を確認し、「校内いじめ対策委員会」に報告する。

・必要に応じて、速やかに個別面談を実施する。

※アンケートの記載内容や対応について校長が確認する。

ウ 保存

・記入の有無に関わらず、5年間保存する。

○個人面談は次のように実施する。

ア 実施時期・実施回数

・定期個人面談：1学期末・2学期末は全員実施する。

臨時の児童面談は、必要に応じて随時行う。

※臨時の個人面談は、必要に応じて随時行う。

イ 実施方法・検証

・教職員が得たいじめに関する情報は、速やかに「校内いじめ対策委員会」に報告する。

ウ 記録の保存

・教職員が得た情報を5年間保存する。

○アンケート調査や個人面談において、子供が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、子供にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解し、子供からの相談に対しては、丁寧かつ迅速に対応する。

○「校内いじめ対策委員会」を定期的を開催し、いじめに係る情報共有を適切に行う。

○教育委員会と連携して、子供がインターネット上のいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するネットパトロールの活用を図る。

○法的観点から正しい認識と理解を深めるために、スクールロイヤー制度を活用する。

(4)いじめに対する措置

教職員は、いじめ、又はいじめの疑いがある行為を確認した場合には、直ちにいじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保した上で、次のように対応します。

- 教職員がいじめを発見し、又は子供や保護者等からいじめの相談を受けた場合には、速やかに、「校内いじめ対策委員会」に対しいじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 教職員がいじめの相談を受けたり、子供がいじめを受けていると思われたりするときは、直ちに教育相談や事実確認を行う。遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止める。子供や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの的確に関わりを持つ。
- 教職員は、いじめに係る情報について、5W1H（いつ、どこで、誰が、誰に、何を、どのように）を適切に記録する。
- 「校内いじめ対策委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的に対応方針を決定し、いじめを受けた子供、いじめを知らせてきた子供を徹底して守り通す。
- いじめが確認された場合は、いじめを受けた子供には、安心できる場を確保し、いじめを行った子供には、いじめをやめさせ、再発防止に努める。「校内いじめ対策委員会」が中心となって、いじめを受けた子供とその保護者に対する支援、いじめを行った子供とその保護者に対して指導や助言を行い、継続的に話し合っで見届ける。いじめを行った子供に対しては、本人の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- 犯罪行為と認められるいじめがあったときは、警察と連携して対処していく。子供の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、直ちに警察に通報し、適切な援助を求める。
- 校長及び教職員は、子供がいじめを行った場合であって教育上必要があると認めるときは、子供に対して訓告や叱責等を加えることができる。
- インターネット上のいじめが発見された場合は、書き込みや誹謗中傷等の削除や不適切な使用に対する指導を行う。必要に応じて教育委員会や関係機関（警察署、法務局等）の協力を求める。
- いじめ行為として認知した事案等について、「いじめ認知報告書」で教育委員会に報告する。

(5) 関係機関との連携

いじめの未然防止、早期発見、早期対応のために、関係機関と適切に連携を図り、対応します。

- 「校内いじめ対策委員会」は、必要に応じて心理や福祉の専門家（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）等の参加について協力を求める。
- 「校内いじめ対策委員会」が得たいじめに関する情報を所定の様式に記載し、事案の認知毎及び月に1回、教育委員会に送付する。

- 日頃から所管警察署や相談機関等と情報収集や協力体制を確立し、いじめが起きたときには、状況に応じて連携し、早期対応に努める。
- いじめに関する相談を受け付ける機関として、教育総合支援センターや家庭児童相談室（教育相談員）、いじめ相談専用ダイヤル等を子供や保護者に紹介する。

(6)学校における教育相談体制の整備

心理、福祉に関する専門家(スクールカウンセラー等)の活用等、子供、保護者、教職員に対する相談体制を整備します。家庭や地域等とも連携しながら、いじめを受けた子供やいじめについて報告した子供の気持ちを最優先に受け止め、子供の気持ちに寄り添って、いじめの相談を行います。

- 子供が安心してSOSを発信できるように、子供を取り巻く大人たちは、いつでもどこでもSOSを受け止めるようにする。
- いじめを受けた子供とその保護者に対しては、いじめによって傷ついた心や体の回復と安心な学校生活を送ることを支援し、継続的に見届ける。
- いじめを行った子供とその保護者に対しては、本人の人格の成長を旨として、指導や助言を行い、継続的に見届ける。

(7)教職員の資質向上のための研修会や校内OJTの取組

教職員のいじめへの感度を高め、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むために、生徒指導委員会内で、教職員の同歩調体制づくりや資質向上研修を行います。

- 「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」「いじめ対応の手引き」に示されたいじめの未然防止、早期発見、措置について理解を深める。
- 教育委員会主催の生徒指導研修等の内容について、校内でも周知を図る。
- 定期的なアンケート等に記載された内容や子供や保護者からの相談について、複数で確認し、対応を協議したり進捗状況を共有したりする。
- 事例研究等いじめに関する研修を行い、未然防止、早期発見・早期対応の視点から成果と課題を明らかにし、取組の改善点について話し合う。
- いじめを行った子供が抱える問題を解決するための具体的な対応方針について学ぶ。

(8)いじめが「解消している」状態

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

- ①いじめに係る行為が止んでいること（少なくとも3か月を目安とする）
- ②いじめを受けた子供が心身の苦痛を感じていないこと

(9)「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」の公表と説明、評価・見直し

- 「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」を、ホームページ等で公表する。
- 入学時や各年度の開始時に、「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」について、子供、保護者、学校運営協議会等に説明する。
- より実効性の高い取組を実施するために、「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」が、学校の実情に即して適切に機能しているかを「校内いじめ対策委員会」を中心に点検し、必要事項を見直す。
- 「浜松市立大瀬小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組状況を評価し、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る。

3 地域や家庭の役割

(1)地域の役割

いじめの未然防止の対応や早期発見のために、地域と適切に連携しながら、対策を推進します。

- 地域の人たちが、地域で育つ子供に積極的に関わりを持ち、温かい気持ちで接することができるように、学校の情報を適切に発信する。
- 家庭、学校、地域が連携し、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにする。学校運営協議会、地域の関係団体との連携の促進や、地域に存在する青少年健全育成会や地域パトロール等が、家庭・学校と組織的に連携・協働できるような体制を構築する。

(2)家庭の役割

子供が社会の一員として自立してくためには、家庭での教育が重要な意味を持ちます。いじめ防止対策推進法には、保護者の責務が示されています。

「保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。」（いじめ防止対策推進法第9条第1項）

また、子供にとって家庭は、ありのままの自分を出することができる安心できる場です。従って、家庭の役割としては、以下のようなことがあります。

- 「ルールやマナーを守ること」を子供に教える。
- 子供からいじめの相談を受けたら、学校、または関係先へ通報するなど適切な措置をとる。
- 子供との触れ合いや対話を大切にする。子供のありのままを受け止め、「あなたの味方だよ。」と子供が安心感や信頼感で満たされるように努める。
- 日頃の対話や言動等から、いじめ等を背景とした子供のちょっとした様子の変化を見逃さず、学校や地域と連携して、いじめの早期発見に努める。
- インターネット上のトラブルについては、学校以外で起き、学校では把握できない場合が多い。子供に携帯電話等を使用させる場合には、保護者として責任を持って子供の使い方や様子に注意を払う。

○子供がいじめを行ったことが分かった場合には、事実を理解した上で、以下のような視点を持ち、学校と協力して指導する。

- ア 子供に、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- イ 子供のいじめの背景にも目を向け、いじめの背景にあるストレス等の要因の改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むなど、いじめを行った子供の健全な人格の発達を考える。
- ウ いじめの状況に応じて、いじめを行った子供が、学校等で心理的な孤立感・疎外感を受けていないか配慮する。

第3 重大事態への対処

いじめの重大事態が発生した場合、学校は、事案について直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会又は学校は、速やかに事案の事実確認を行い、「浜松市いじめの防止等のための基本的な方針」（令和7年4月改定）及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（文部科学省令和6年8月改訂版）」により適切に対応します。

1 重大事態の意味

重大事態とは、次のような場合をいいます。

(1) 生命心身財産重大事態

いじめにより、子供の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき

- ア 自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な障害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合

(2) 不登校重大事態

いじめにより、子供が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

※「相当の期間」とは、年間30日を目安とする。ただし、子供が一定期間連続して欠席しているような場合には、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

※欠席が続き、当該校へは復帰ができないと判断し、転学した場合、重大事態の目安である30日には達していなくても、不登校重大事態としての対応を視野に入れる。

(3) 子供や保護者からの申立て

子供や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合、教育委員会に報告し、法第 23 条第 2 項の規定に基づき、校内いじめ対策委員会にて必要な調査を行い、いじめの有無を確認したうえで、教育委員会と対応について協議する。

2 重大事態の調査組織

教育委員会が、事案の調査を行う主体を学校と判断し、学校が主体となって調査を行う場合の組織は、次のとおりとします。

○学校に設置されている「校内いじめ対策委員会」に第三者性が確保された専門家を加える。

○教育委員会が必要な指導や適切な支援を行う。その際、必要に応じて、専門家チームの助言や支援を求める。

なお、子供の命にかかわる重大事態が発生した場合には、精神保健福祉センターと連携し、心の緊急支援を同時に行っていきます。

3 事実関係を明確にするための調査の実施

重大事態に至る原因となったいじめ行為が、いつ頃から、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や子供の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

4 調査結果の提供及び報告

調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた子供やその保護者に対して説明します。情報の提供に当たっては、他の子供のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。調査結果について、学校は教育委員会に報告します。

5 その他の留意事項

重大事態が発生した場合には、関係のあった子供が深く傷つき、学校全体の子供や保護者や地域にも不安や動揺が広がることがあります。時には事実に基づかない風評が流れたりする場合もあるため、子供や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援として、いじめに直接かかわった子供だけでなく、身近にいじめがあり、またいじめを止めることができなかったために心身の苦痛を感じてしまう子供や保護者並びに教職員に、カウンセリング等を行うことができる体制を整備します。予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮にも留意します。

令和7年度 浜松市立大瀬小学校 行事計画一覧

4月			5月			6月			7月			8月			9月		
1	火		木	1年生を迎える会 なかよし遊び① 1年生5時間授業スタート	日		火	普5 委員会活動③ SGL	金		月	特4 給食なし 防災訓練③3校時 防災週間～9/5					
2	水		金	特4 給食なし ★参観会② ★学校説明会③★引き渡し訓練④(校内)	月	ヘルメット保護者判断期スタート はままついじめアンケート①～6/6	水	代表委員会②(星)	土		火	給食開始 学習のきまり強化週間～8日 登校班会② 集団下校					
3	木	スポーツ施設利用委員会	土	憲法記念日	火	4年歯みがき大会 SGL	木	いきいきの日(おおせ) ALT5・6年	日		水	普5 身体測定(高) 委員会活動④ 学級代表任命式(星)					
4	金		日	みどりの日	水	プール清掃(仮)	金	普5 はま防 登校班長会①	月		木	身体測定(中) ALT5・6年					
5	土		月	こどもの日	木	いきいきの日(おおせ) ALT5・6年	土		火		金	身体測定(低) はま防(防災)					
6	日		火	振替休日	金	特日 はま防 歯科検診AM(全)	日		水		土						
7	月	特3 AM新在式・始業式 6年のみ特4入式準備	水	特5 ★希望教育相談① 観劇教室(劇団たんぽぽ)③④	土		月	クラブ④(最終・反省)	木		日						
8	火	特3 ★AM入式 2～6年生休み	木	特5 ★希望教育相談② ALT5・6年	日		火		金		月						
9	水	特4 登校班会① 集団下校	金	特5 ★希望教育相談③ 朝会	月	思いやり週間～14日 クラブ②	水	特日	土		火	下水道教室③オンライン					
10	木	普5 給食開始 学習のきまり強化週間～16日	土		火	防犯教室1年③(予定)	木	特日 ALT3・4年 SGL	日		水						
11	金	普5 身体測定(高) 視力検査(中)委員会活動① SGL	日		水	耳鼻科検診AM	金	特日 読み聞かせ	月	山の日	木	いきいきの日(おおせ) ALT5・6年					
12	土		月	清掃リーダー会屋 委員会活動② 心電図検査(1.4年)	木	内科検診②PM(4～6年) ALT3・4年	土		火	学校閉庁日	金	保健週間～20日					
13	日		火	尿検査②	金	朝会(命について) いのちの日(道徳等) ⑤6年交通安全を語る会	日		水	学校閉庁日	土						
14	月	特4 身体測定(中) 視力検査(低)	水	クラブ計画会(星)	土		月	特日	木	学校閉庁日	日						
15	火	特4 身体測定(低) 視力検査(高)	木	眼科検診PM① ALT5・6年 SGL	日		火	特5 ★教育相談① ～7/24 学校徴収金再振替日	金	学校閉庁日 学校徴収金再振替日	月	敬老の日					
16	水	計算力調査2～6年 任命式(星)	金	はま防	月	学校徴収金再振替日	水	特5 ★教育相談②	土		火	特日 5年実学講座(仮) 学校徴収金再振替日					
17	木	聴力検査(3年) 6年全国学力・学習状況調査(①国②算③理) ALT3・4年	土		火	野外活動1日目 SGL	木	特5 給食最終 ALT5・6年 ★教育相談③ 朝ふり返り	日		水	4年ストレスマネジメント講座					
18	金	聴力検査(2年) 6年全国学力学習状況調査児童質問調査PM	日		水	野外活動2日目	金	特4 終業式 給食なし ★PM30分間回泳(校内)補導	月		木	6年学校保健委員会(仮) なかよし遊び③(読み聞かせ) ALT3・4年					
19	土		月	代表委員会①	木	5年5時間授業 内科検診②PM(1～3年) ALT5・6年	土		火		金	読み聞かせ					
20	日		火	なかよし清掃スタート	金	読み聞かせ	日	参議院議員選挙候補日	水		土						
21	月	特5 家庭確認 聴力検査(1年)	水	特4 5年新体力テスト	土		月	海の日	木		日						
22	火		木	いきいきの日(おおせ) ALT3・4年	日		火	夏季休業 ★教育相談④	金		月						
23	水	聴力検査(5年)	金	普5 読み聞かせ	月	クラブ③	水	★教育相談⑤	土		火	秋分の日					
24	木	学校運営協議会① 屋なかよしグループ顔合わせ会 SGL 尿検査① ALT5・6年	土		火	特日	木	★教育相談⑥(予備) AM30分間回泳(予備日①)	日		水	代表委員会③(運動会)					
25	金	はま防 避難訓練①3校時	日		水	学校徴収金振替日	金	学校徴収金振替日 AM30分間回泳(予備日②)	月	学校徴収金振替日	木	ALT5・6年 SGL					
26	土		月	学校徴収金振替日 クラブ①	木	なかよし遊び② ALT3・4年	土		火		金	ふり返り 4年生校外学習					
27	日		火		金	普5 ★参観会・懇談会 スマホ・ネット安全教室③④ 学校運営協議会② ふり返り	日	参議院議員選挙候補日	水		土						
28	月	交通安全教室	水	特4 尿検査③	土		月		木		日						
29	火	昭和の日	木	ALT5・6年	日		火		金	特4 給食なし 始業式	月	清掃リーダー会屋					
30	水	朝：ふり返り	金	6年「こころの劇場」 PM+校外学習 ふり返り	月		水		土		火						
31			土				木		日								
授業	17 日		20 日		21 日		14 日		1 日		20 日						
給食	14 日		19 日		21 日		13 日				19 日						
給食のない授業日	3 日		1 日				1 日		1 日		1 日						
1学期			授業日数		72 日		2学期		授業日数		77 日						
			給食日数		67 日				給食日数		73 日						

10月			11月		12月		1月		2月		3月		
1	水		土		月	委員会活動⑥（2学期反省） 運動委員会イベント	木	元日	日		日		
2	木	運練（おおせ） ALT3・4年	日		火		金	（学校閉庁日）	月	委員会活動⑦（4年生参加） はままついじめアンケート③～2/6	月	委員会活動⑧	
3	金	普5 朝会 あゆみ配付 清掃後期スタート ヘルメット保護者判断期終了	月	文化の日	水	登校班長会②	土		火	★中郡中学校入学説明会6年	火	特5 登校班会④ 集団下校（登校班編成）	
4	土		火	新体力テスト準備	木	ALT5・6年 SGL	日		水	こども音楽教室5年 12:45開場 13:30開演 14:45終演	水	特日	
5	日		水	特4 新体力テスト（高）	金	はま防	月		木	1・2年特4 3～6年普6 ★新入学児童入学説明会・学用品販売日 ALT5・6年	木	ALT5・6年	
6	月	あゆみ回収 委員会活動⑤（後半係打合わせ）	木	新体力テスト（低）ALT5・6年 なかよし遊び④（長縄）	土		火		金	普5 6年生大瀬冬ホテル～25日	金	はま防	
7	火		金	新体力テスト（中）	日		水	特4 給食なし 始業式	土		土		
8	水		土		月	代表委員会④	木	特5 給食開始 身体測定（高） 登校班会③ 集団下校 SGL	日		日		
9	木	運練（おおせ） ALT5・6年	日		火		金	特5 委員会活動⑨ 身体測定（中） 学習のきまり強化週間～16日	月		月		
10	金	はま防 3年生金曜日6時間授業スタート 2年校外学習	月	新体力テスト（予備日）	水	特5 ★希望教育相談①	土		火	普5 ★参観会・懇談会	火	特日 卒業式総練習⑤⑥ 1～4年特4	
11	土		火	SGL	木	特5 ALT3・4年 SGL ★希望教育相談②	日		水	建国記念の日	水		
12	日		水		金	特5 ★希望教育相談③ 読み聞かせ	月	成人の日	木	特日 ALT3・4年	木	給食最終 ALT3・4年	
13	月	スポーツの日	木	特4 給食なし ★就学時健康診断	土		火	普5 身体測定（低） 浜松市子どもの市展～23日	金	はま防 学校運営協議会④PM	金	特4 給食なし ふり返り	
14	火	SGL	金	はま防 ストーリーテリング①	日		水	普5 学級代表任命式（昼）	土		土		
15	水		土		月	★希望教育相談（予備日） 学校徴収金再振替日	木	普5 ALT5・6年 学校徴収金再振替日	日		日		
16	木	運練（おおせ） ALT5・6年	日		火	SGL	金	特日 はま防 避難訓練④（火災）	月	代表委員会⑥ 学校徴収金再振替日	月	特4 給食なし 修了式 あゆみ配付 大掃除 5年生卒業式準備PM（非当持ち） 学校徴収金再振替日	
17	金	読み聞かせ	月	学校徴収金再振替日 読書週間～24日	水		土		火		火	特3 ★卒業式（午前） 1～4年生休み	
18	土		火		木	いきいきの日（おおせ） ALT5・6年	日		水	登校班長会③	水		
19	日		水	★③参観会 ★④中学校説明会 ★⑤1年生家庭教育講座	金	特5 給食終了 ふり返り	月	★なわとび大会	木	特日 ALT5・6年 1年生万斛幼稚園・若宮こども園との交流	木		
20	月	運動会総練習②	木	いきいきの日（おおせ） ALT5・6年	土		火	SGL	金	特日 読み聞かせ（ラスト） 1年生万斛幼稚園・若宮こども園との交流（予備）	金	春分の日	
21	火		金	読み聞かせ ストーリーテリング② 学校運営協議会③	日		水	★なわとび大会予備日 代表委員会⑤（6送会）	土		土		
22	水	運動会総練習予備日②	土		月	特4 給食なし 終業式 県下一斉補導	木	なかよし遊び⑤ ALT3・4年	日		日		
23	木	4年生以下特4 5・6年運動会準備⑤（特5）	日	勤労感謝の日	火	冬期休業	金	読み聞かせ	月	天皇誕生日	月		
24	金	特5 ★運動会①	月	振替休日	水		土		火	特日 学校徴収金振替日	火		
25	土		火	学校徴収金振替日 ストーリーテリング③	木	学校閉庁日 学校徴収金振替日	日		水	SGL	水	学校徴収金振替日	
26	日		水	6年生5時間授業 スクール119第1希望	金	学校閉庁日	月	給食記念週間～30日 学校徴収金振替日 移動博物館展示	木	ALT3・4年 いきいきの日（おおせ）	木		
27	月	運動会予備日① 学校徴収金振替日 はままついじめアンケート②～10/31	木	6年修学旅行1日目 浜松市学力調査（5年）ALT3・4年 スクール119第2希望	土		火		金	ふり返り 6年生を送る会 なかよし遊び⑥	金	離任式 机・椅子移動（4・5年）	
28	火		金	6年修学旅行2日目 ふり返り	日		水	普5	土		土		
29	水	特4 SGL	土		月	（学校閉庁日）	木	いきいきの日（おおせ） ALT5・6年			日		
30	木	ALT3・4年	日		火	（学校閉庁日）	金	ふり返り 移動博物館終了			月		
31	金	ふり返り			水	（学校閉庁日）	土				火		
22 日			18 日		16 日		17 日		18 日		12 日		
22 日			17 日		15 日		16 日		18 日		9 日		
給食のない授業日			1 日		1 日		1 日				3 日		
3学期	授業日数		47 日		年 間		授業日数		5年	196 日		5年以外	195 日
	給食日数		43 日				給食日数		183 日				